

【機密性 2】

札高裁総第 1185 号

(庶ろ-03)

令和元年 12 月 17 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

札幌高等裁判所長官 植 村 稔

調停運営協議会の協議結果について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は、別添の議事概要のとおりです。

【機密性2】

札幌高等裁判所管内調停運営協議会議事概要

1 日時

令和元年10月11日（金）午前9時30分から午前11時40分まで

2 場所

札幌高等裁判所中会議室（本館5階）

3 議事

(1) 主催者の挨拶

札幌高等裁判所長官 植村 稔

(2) 調停運営状況概況説明

札幌高等裁判所事務局長 井戸俊一

別紙1「令和元年度調停運営協議会概況説明」のとおり

(3) 協議

別紙2「令和元年度調停運営協議会協議結果要旨」のとおり

(別紙 1 )

## 令和元年度調停運営協議会概況説明

- 1 札幌高等裁判所管内の調停事件の状況について、お手元にお配りしております  
統計資料に基づき、概況を説明します。
- 2 民事調停について

### 【表 1】…新受件数（受け付けた事件の数）

- 左上に全国、その下に札幌高裁管内の総数、右に札幌高裁管内の地裁別（青  
が札幌地裁管内、緑が釧路地裁管内、オレンジが旭川地裁管内、赤が函館地  
裁管内）
- 概ね減少傾向

### 【表 2】…今年の新受件数につき、昨年同時期と比較（今年はまだ終わっていない ので 1 ~ 7 月で比較）

- 緑色の列が昨年の新受、ピンク色の列が今年の新受
- 全国では昨年と比べて 4.9% 減少。札幌高裁管内（北海道全体）も全体とし  
てみると 14.1% 減少。
- もっとも、札幌地裁管内は 2.4% 増。

### 【表 3】…新受事件の内訳

- 帯の左側にある黄土色が民事一般。新受事件の中で占める割合が低下（H27  
までは半数以上→H28 以降半分以下）。
- 帯の青色である商事事件は割合増加（H26 は 22.9%→H30 は 25.0%）。

### 【表 4-1, 2】…調停事件がどのような形で処理されているか=終局区分

- いずれの円も 12 時の位置から見て、水色が調停成立で終わった割合、赤色  
が不成立、肌色が調停に代わる決定、黄色が取り下げ、緑がその他。
- 表 4-1 下に赤字の四角で囲ったものが全国で、左に H29、右に H30。その  
上が札幌高裁管内
- 表 4-2 は札幌高裁管内の各地裁別

- 表4-2の水色(調停成立)を見ると、札幌地裁は調停成立の割合が37.1%，40.1%と全国よりやや高い。これに対し、函館、釧路はバラツキが大きく、例えば函館では、調停成立率がH29は19.6%→H30は30.8%。
- また、肌色(調停に代わる決定)は概ね20~27%程度であるが、釧路に関しては、H29は37.0%→H30は19.9%となっている。

【表5】…調停に代わる決定とこれに対する異議の件数（新規）

- 上にグラフ、下に表を載せた。全国と比較して、異議が申し立てられる割合が高いところもあれば低いところもあるが、いずれも母数が少ないことに注意。

【表6】…終わるまでどれくらい時間をかけているか=既済事件の平均審理期間

- 緑が全国。
- 青色・ポイント四角が札幌地裁管内、赤色が函館地裁管内、オレンジが旭川地裁管内、青色・ポイント丸が釧路地裁管内。
- 平均審理期間が延びる傾向。釧路はH28→H29は短縮したが、H30は延びている。
- ただ、全国の平均審理期間よりは、常に短い期間で終わっている。

【表7】…3か月以内で終わった事件が全体の中でどれくらいの割合であるか。

H30のデータで示したもの

- 旭川・釧路は90%近くが3か月以内で終局。
- 札幌は全国に近く、7割弱が3か月以内で終局。

### 3 家事調停について（表の見方は民事調停と同様）

【表8】…新受件数

- H27以降はやや減少傾向（左下の札幌高裁は、激減しているように見えるが、おおよそ6500→6250→6000と6000件台の中での増減）
- 表1の民事調停と比べると、件数そのものは家事調停の方が圧倒的に多い

(全国で見ると民事が3～4万件なのに対し、家事は14万件前後。管内で見ても、例えば札幌管内は民事が1000件前後なのに対し、家事は4000件前後)

【表9】…昨年同時期との比較

- 全国、札幌高裁管内とも今年は同期比でやや増加。旭川と釧路はやや減。

【表10】…新受事件の内訳

- 青色=子の監護に関する事件の割合は概ね26～28%程度で推移。
- 紫色=遺産分割が占める割合はやや増加。件数としても増加(H26は471件→H30は528件)

【表11-1, 2】…どのような形で処理されているか=終局区分

- 札幌高裁として見ると、ほぼ全国同様の傾向
- 高裁管内では、いずれの庁も調停成立率は半数以上。

【表12】…平均審理期間

- 全国も札幌高裁管内も、平均審理期間はジリジリ伸びている。
- こちらも、全国の平均審理期間よりは常に短い期間で終局している。

【表13】…6か月以内で終わった事件が全体の中でどれくらいの割合であるか。

H30のデータで示したもの。

- 函館・釧路・旭川では、80%程度が6か月以内で終局。
- 札幌も約70%が6か月以内で終局。

民事調停・家事調停いずれについても、ここ数年、安定した運用ができるといえ、調停委員の皆様のご尽力のたまものであるといえます。

4 民事調停、家事調停のいずれにおいても、取り巻く状況が変化している中、調停制度の中心的な担い手である調停委員の皆様におかれましては、司法制度全般の動向、法改正の趣旨、社会経済情勢等にも十分に関心を払っていただき、裁判所の各職種との連携を図りながら、調停の運営に種々の工夫を重ねていただくとともに、各種協議会や研究会等の機会を有効に活用していただき、今後とも、調停制度の適正な運営と発展に向けて、御尽力いただきたいと考えています。

# 統 計 資 料

令和元年度  
札幌高等裁判所管内調停運営協議会

令和元年10月11日

# 表1 「民事調停事件の新受件数」

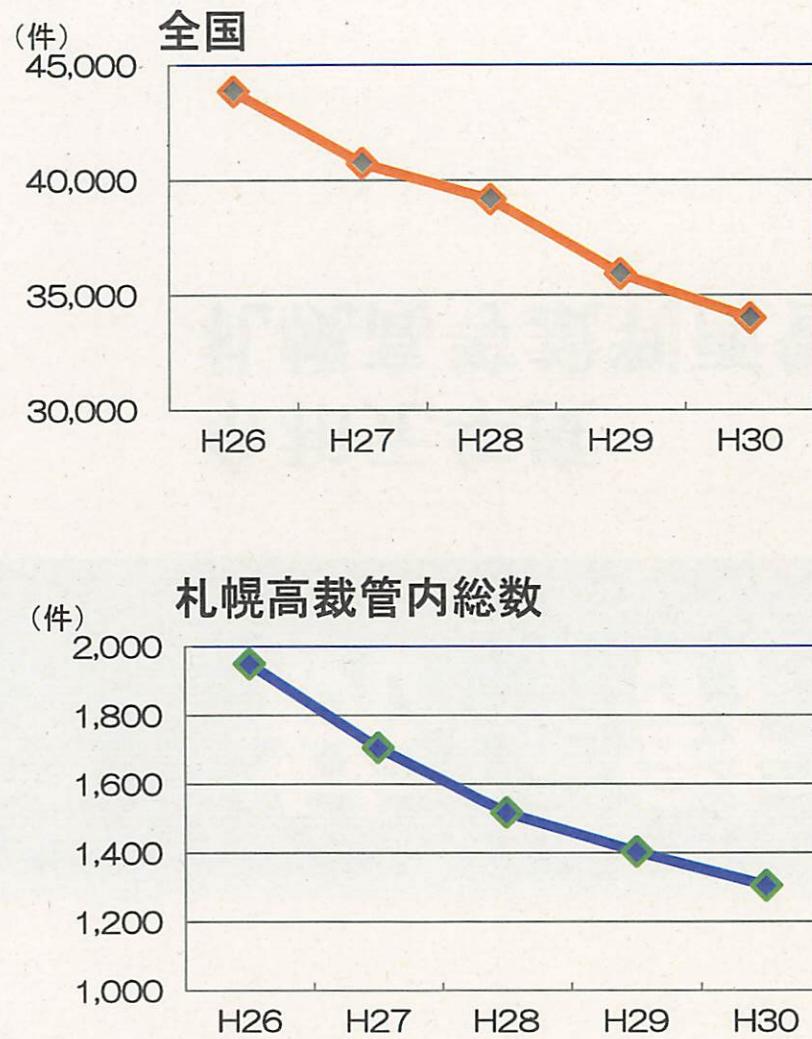


表2 「1月～7月の民事調停事件の新受件数」

	平成30年1月～7月	平成31年1月～7月 (令和元年)	前年同期比
全 国	19, 780件	18, 809件	▲4. 9%
札幌高裁管内	803件	690件	▲14. 1%
札幌地裁管内	468件	479件	2. 4%
函館地裁管内	55件	39件	▲29. 1%
旭川地裁管内	126件	69件	▲45. 2%
釧路地裁管内	154件	103件	▲33. 1%

### 表3 「民事調停新受事件の種類別割合」

札幌高裁管内

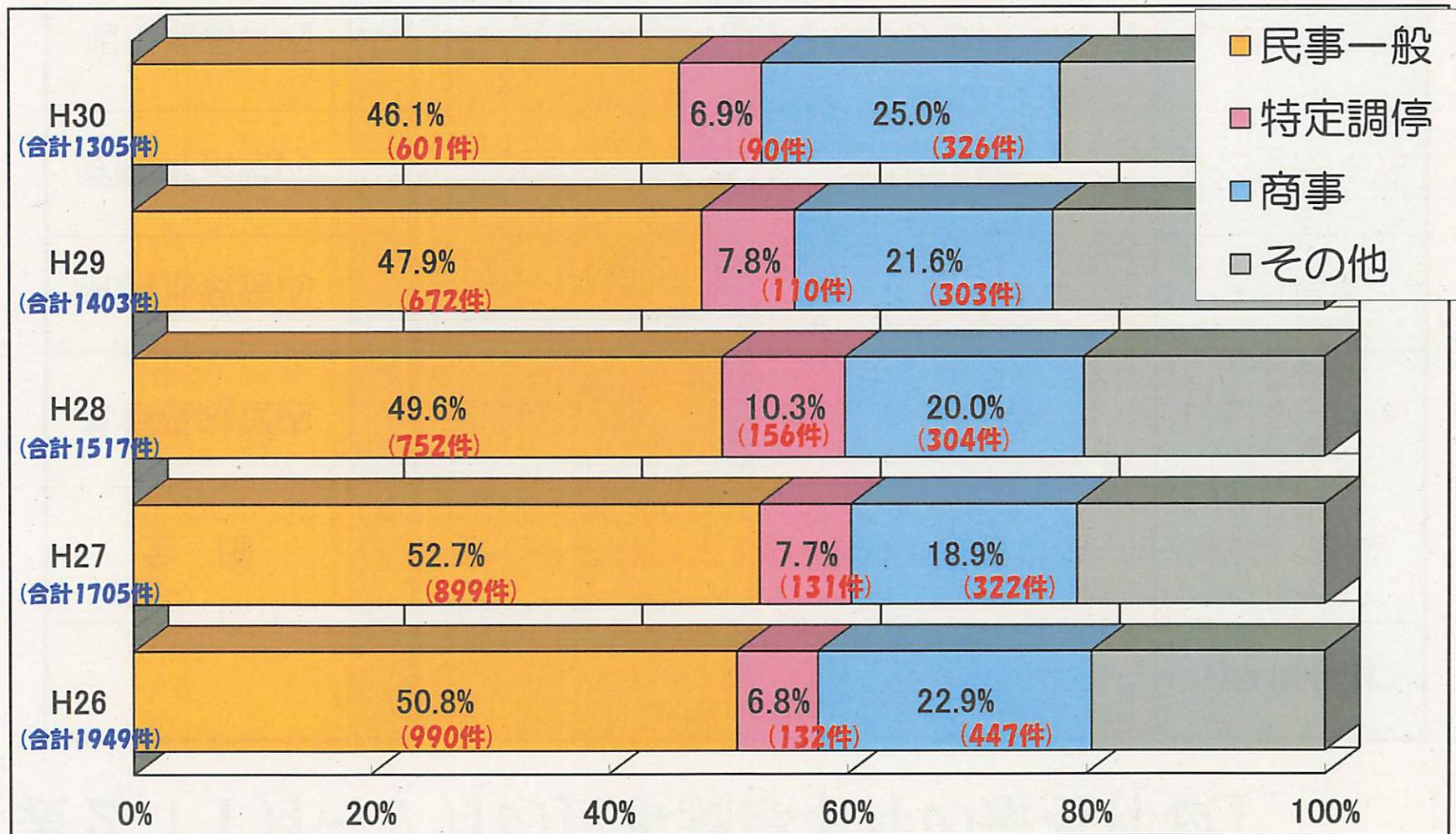


表4－1 「民事調停事件の終局区分」

札幌高裁管内

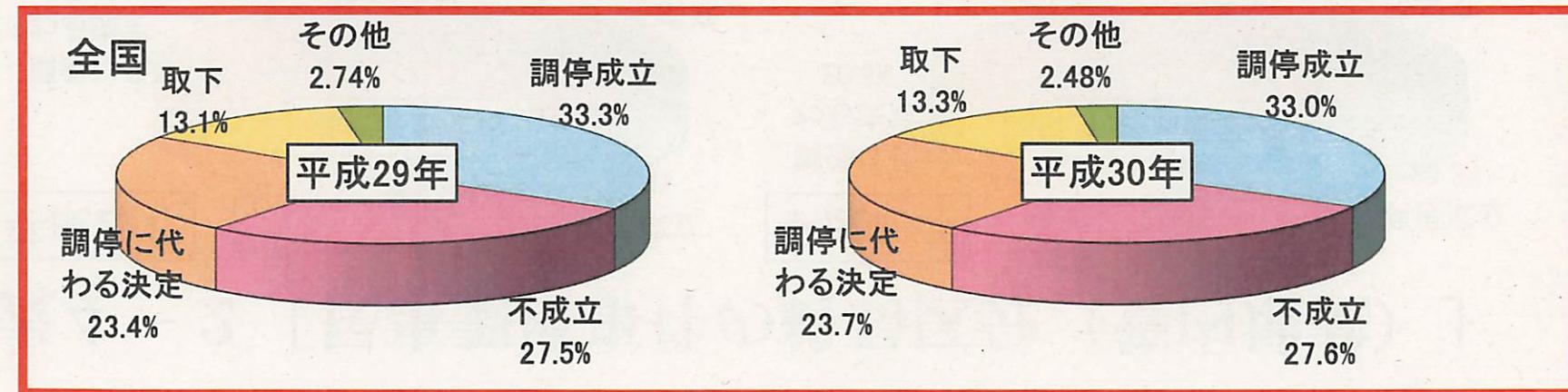
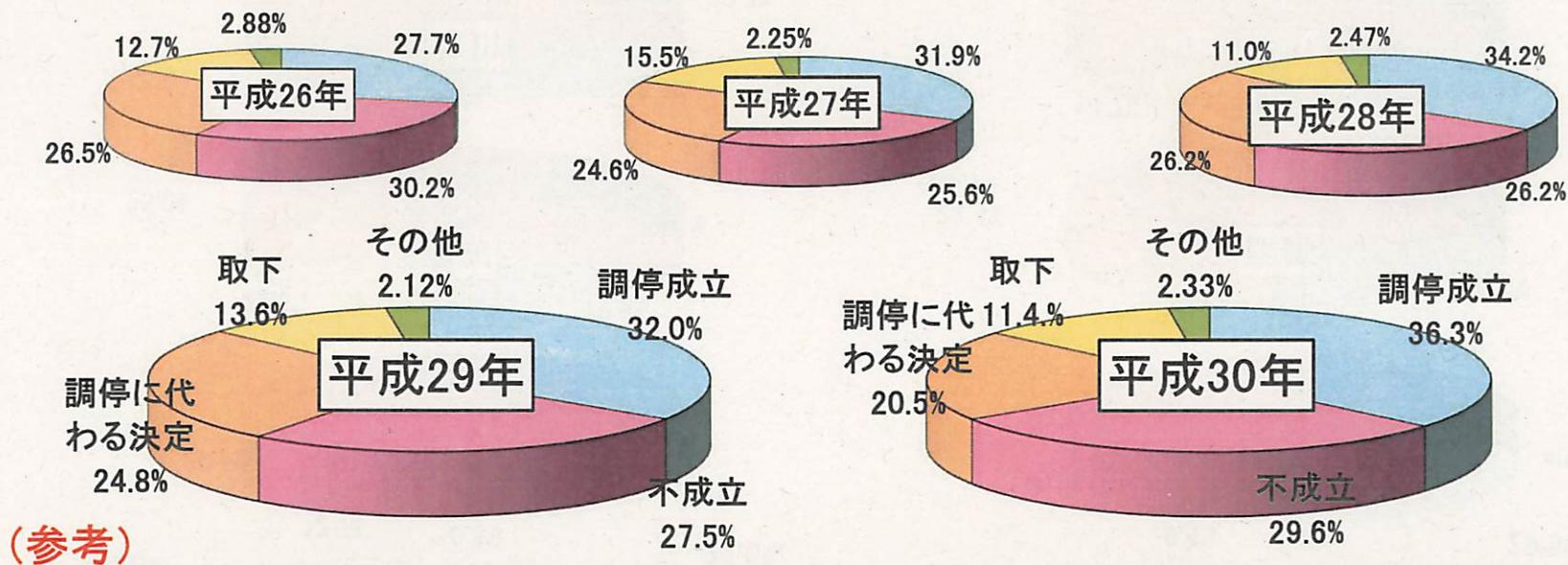
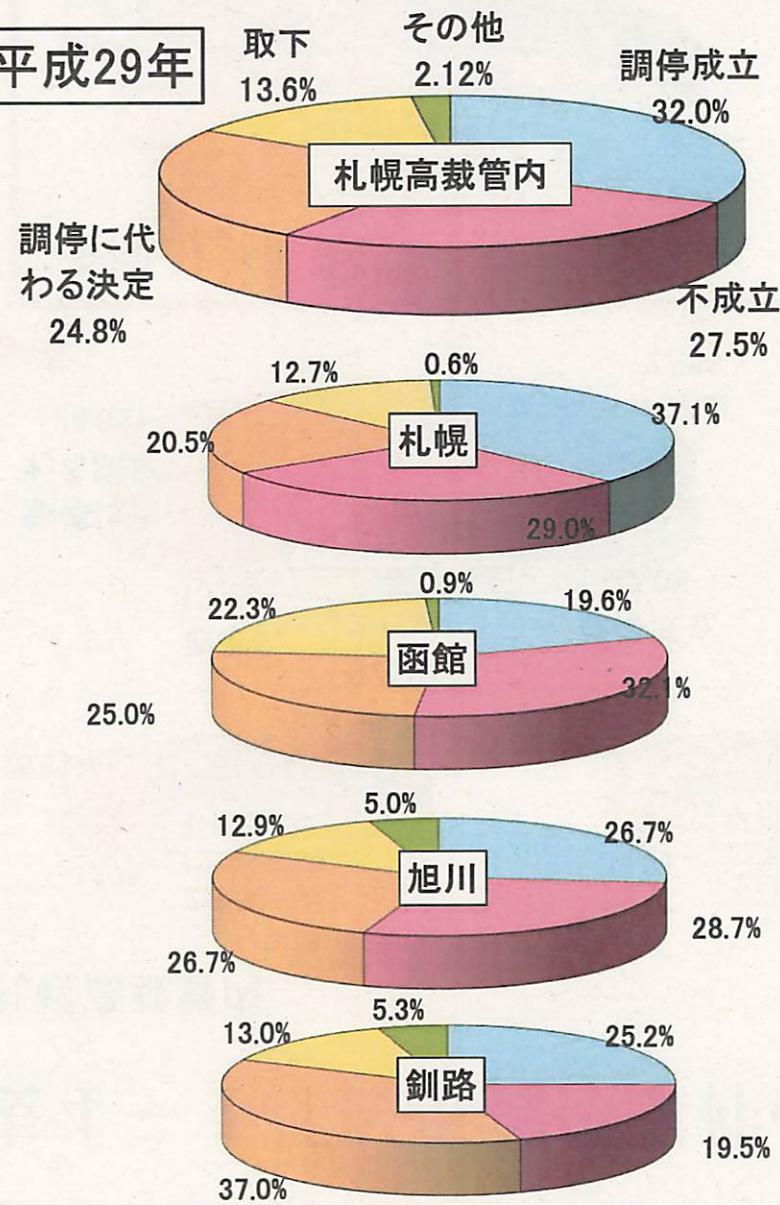


表4－2 「民事調停事件の終局区分（管内地裁）」

平成29年



平成30年

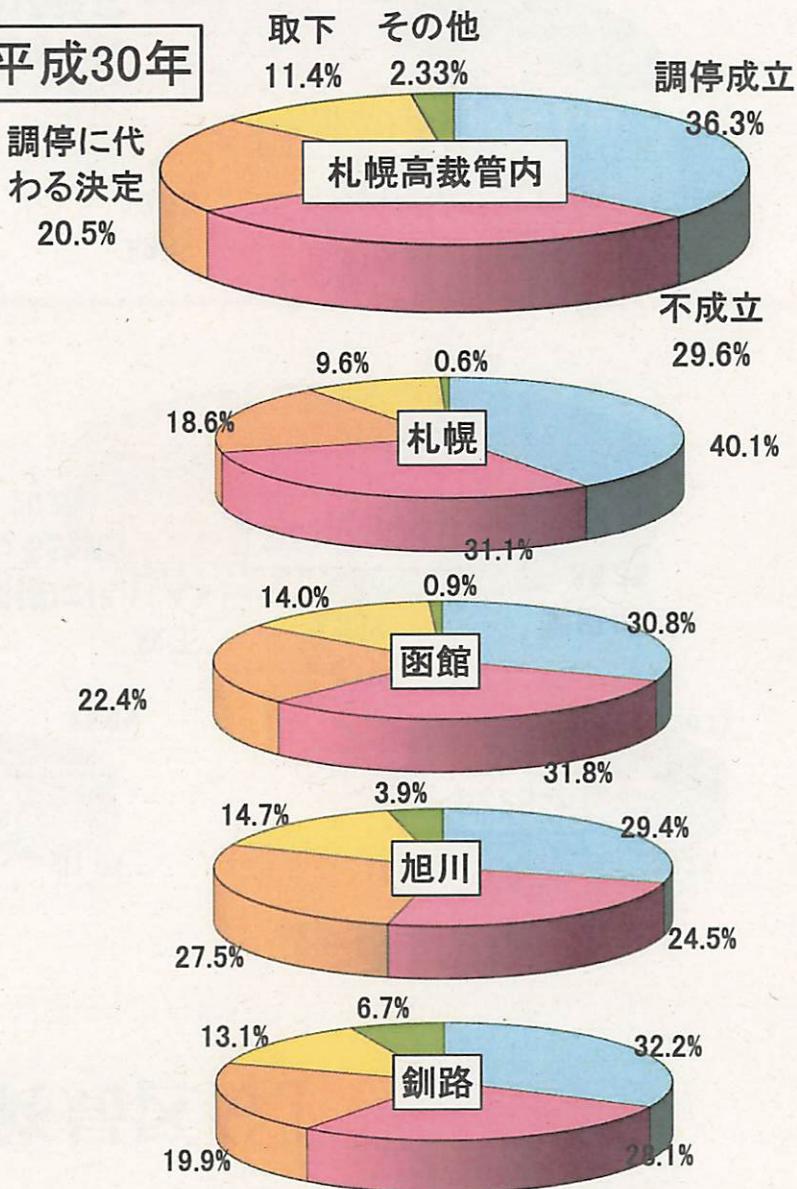
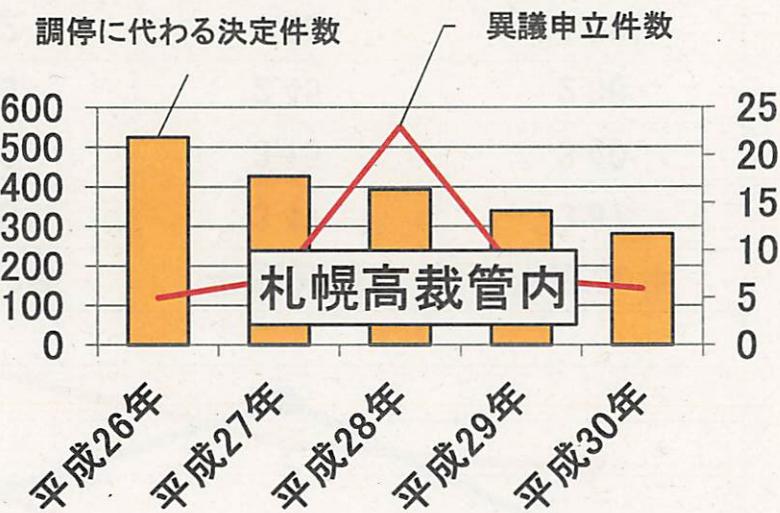
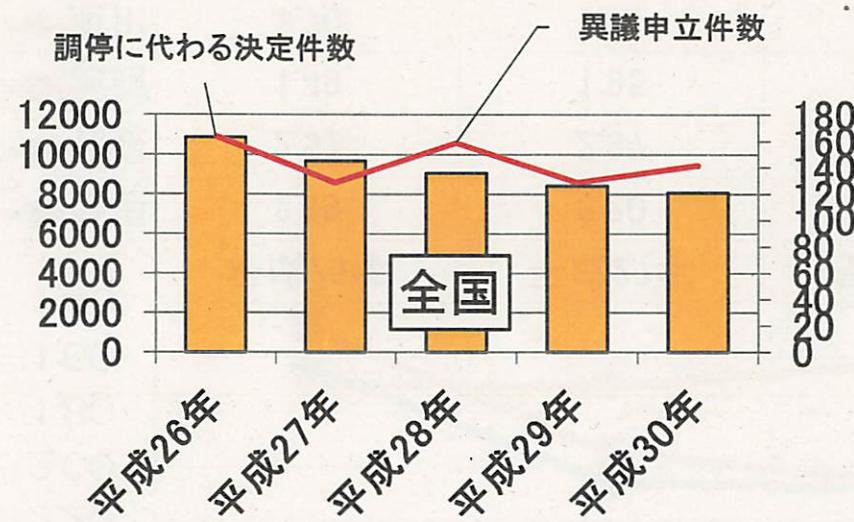


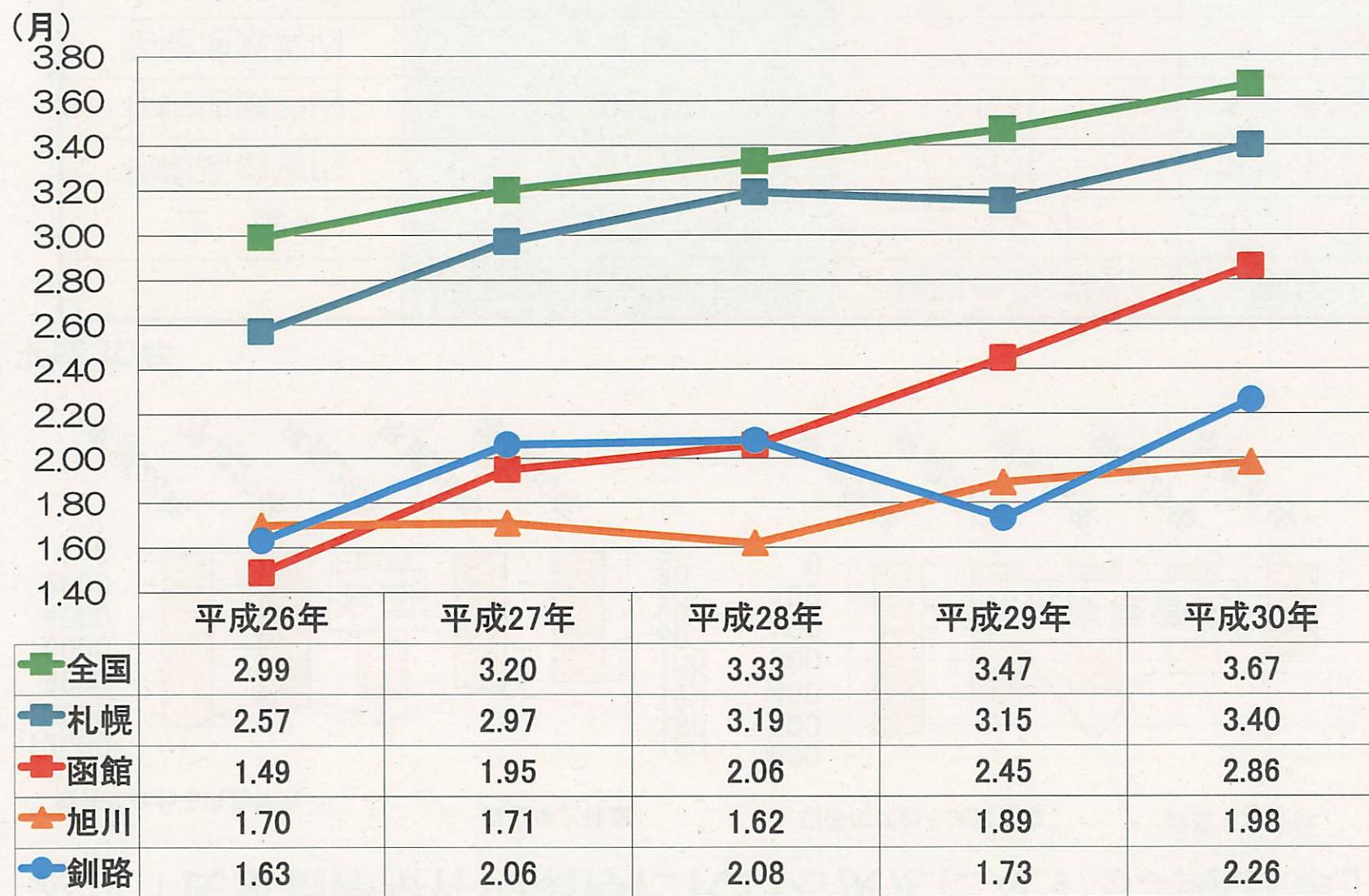
表5 「民事調停事件の調停に代わる決定に対する異議件数」



平成30年

	調停に代わる決定件数	異議申立件数	割合
全 国	8, 071件	1 4 2件	1. 8%
札幌高裁管内	281件	6件	2. 1%
札幌地裁管内	148件	2件	1. 4%
函館地裁管内	24件	2件	8. 3%
旭川地裁管内	56件	0件	0. 0%
釧路地裁管内	53件	2件	3. 8%

表6 「民事調停事件の既済事件平均審理期間」



## 表7 「民事調停事件の審理期間別既済事件割合」

平成30年

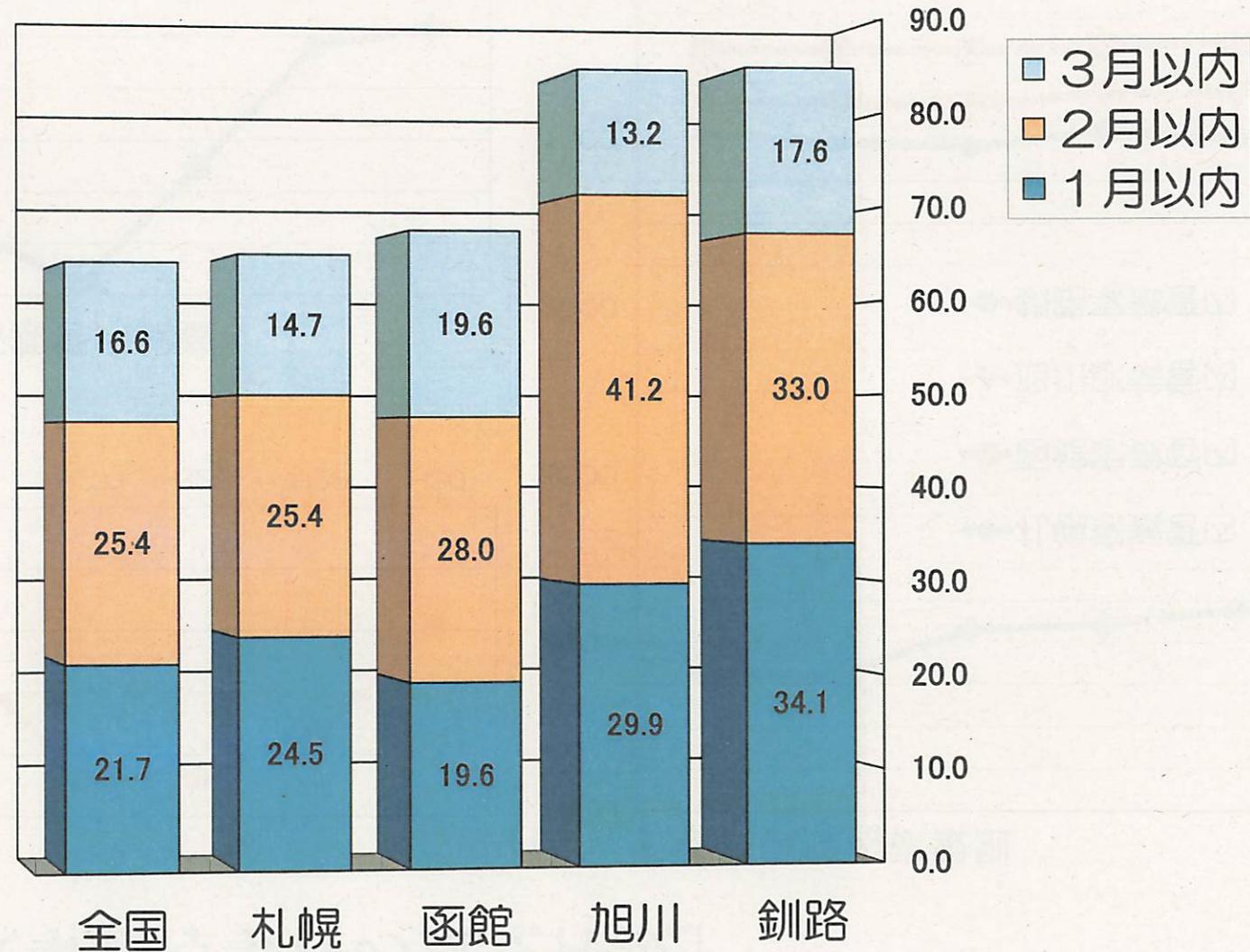


表8 「家事調停事件の新受件数」

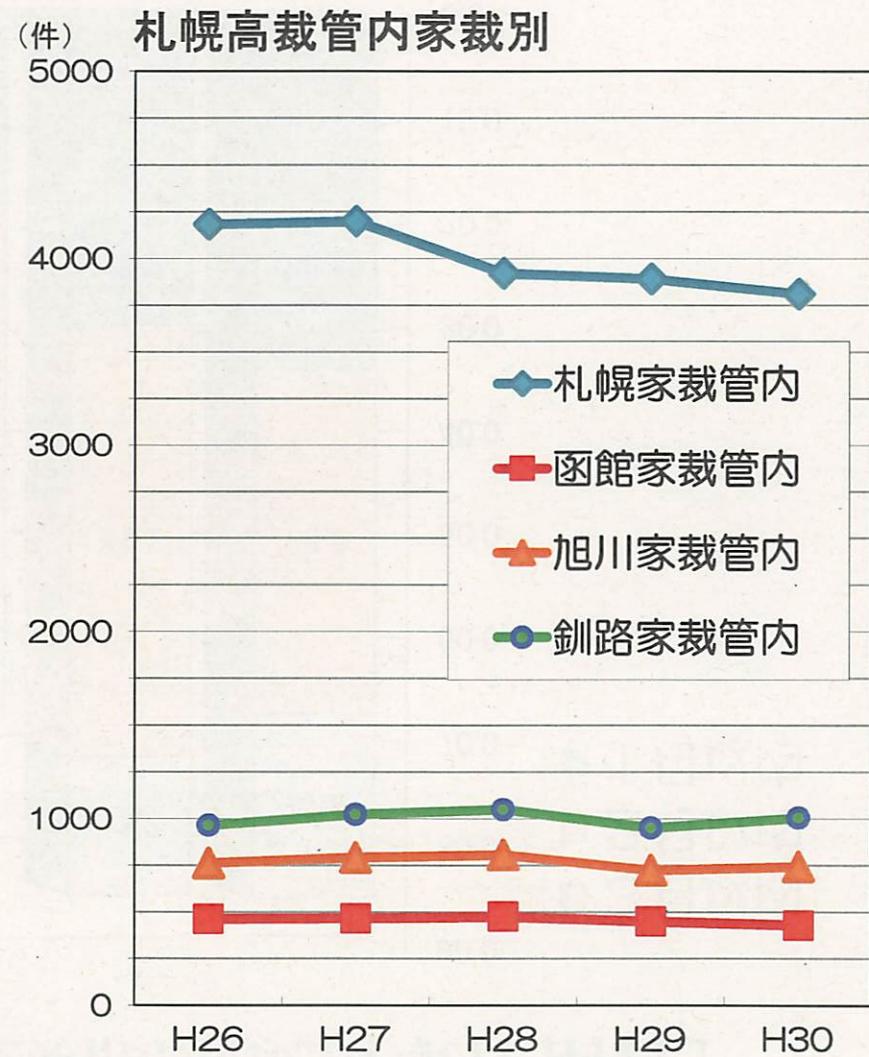
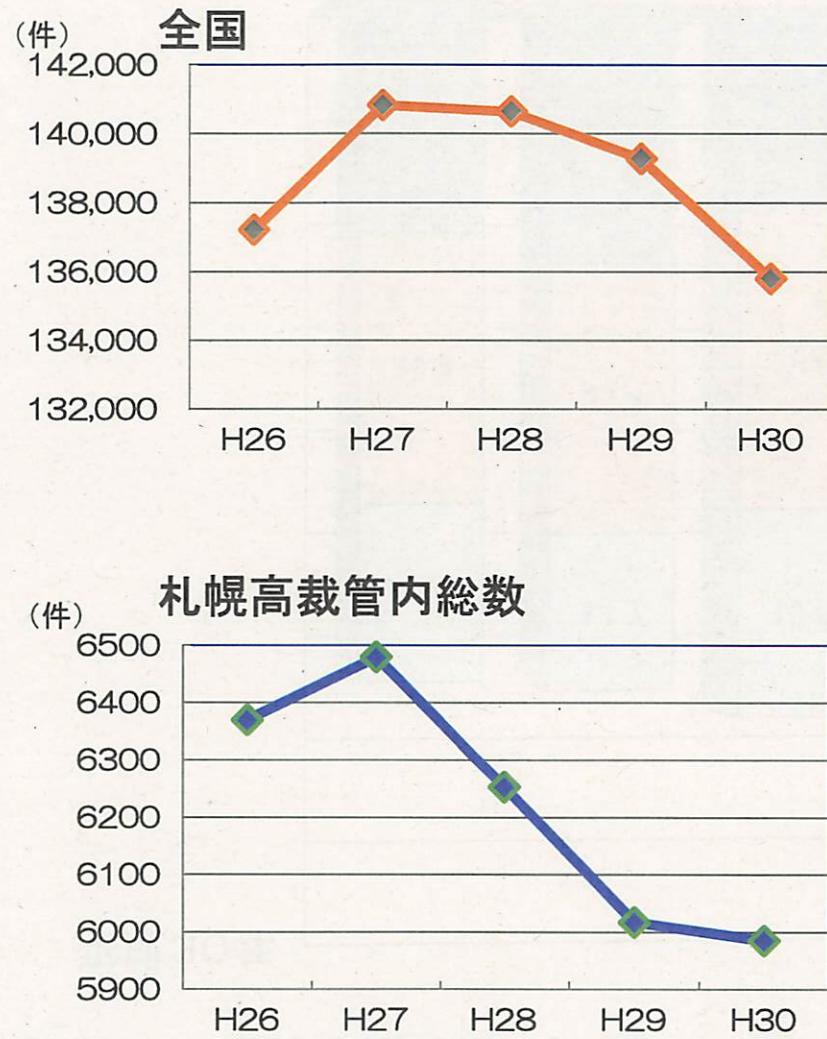
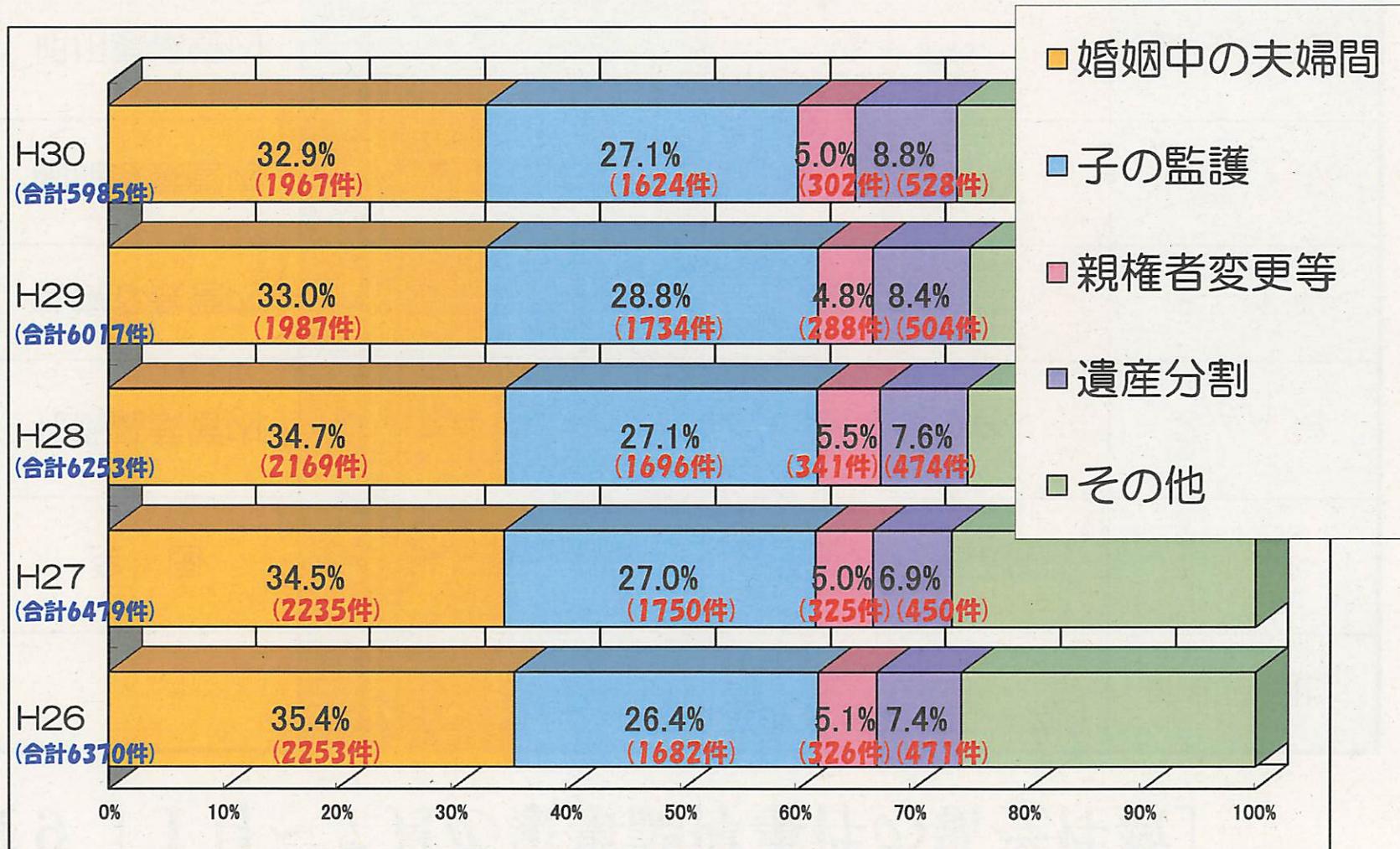


表9 「1月～7月の家事調停事件の新受件数」

	平成30年1月～7月	平成31年1月～7月 (令和元年)	前年同期比
全 国	78, 831件	79, 887件	1. 3%
札幌高裁管内	3,417件	3,499件	2. 4%
札幌家裁管内	2,172件	2,239件	3. 1%
函館家裁管内	228件	263件	15. 4%
旭川家裁管内	431件	417件	▲3. 2%
釧路家裁管内	586件	580件	▲1. 0%

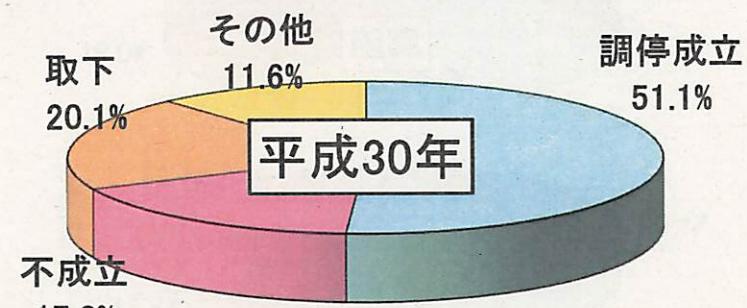
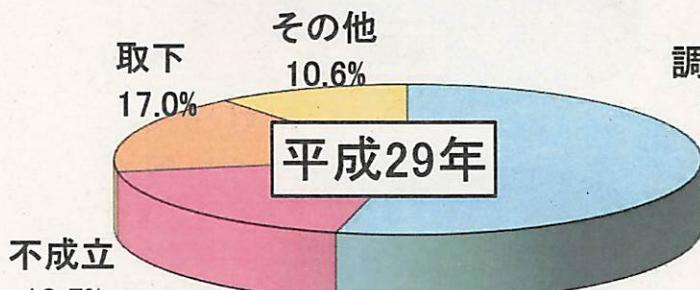
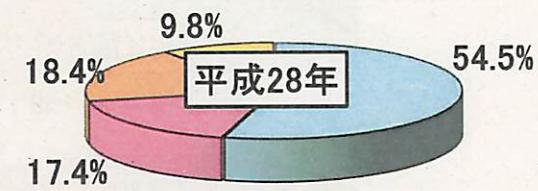
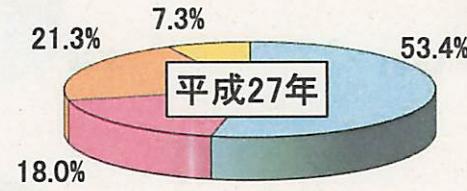
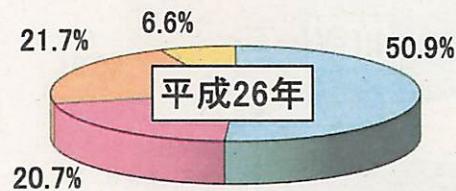
# 表10 「家事調停新受事件の種類別割合」

札幌高裁管内



# 表11-1 「家事調停事件の終局区分」

札幌高裁管内



(参考)

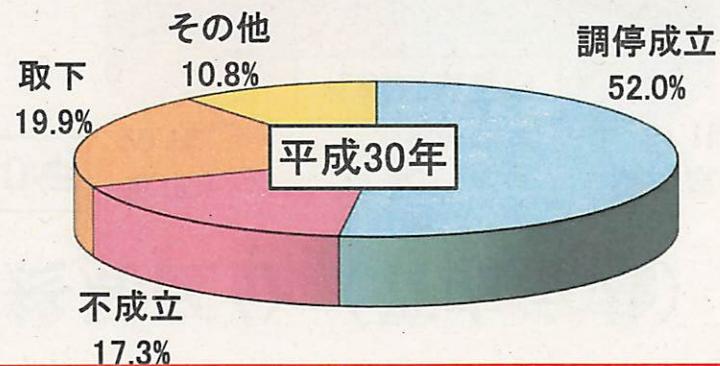
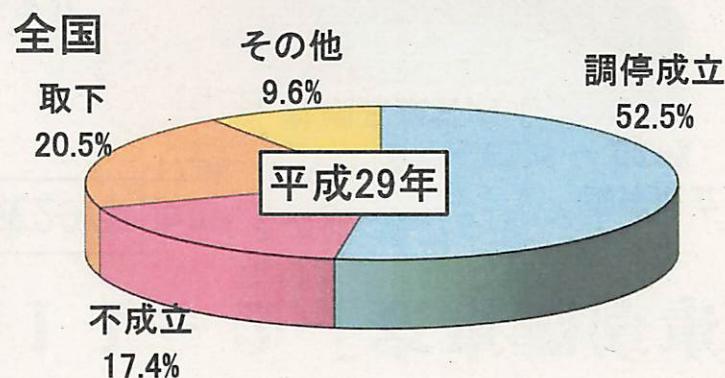


表11-2 「家事調停事件の終局区分（管内家裁）」

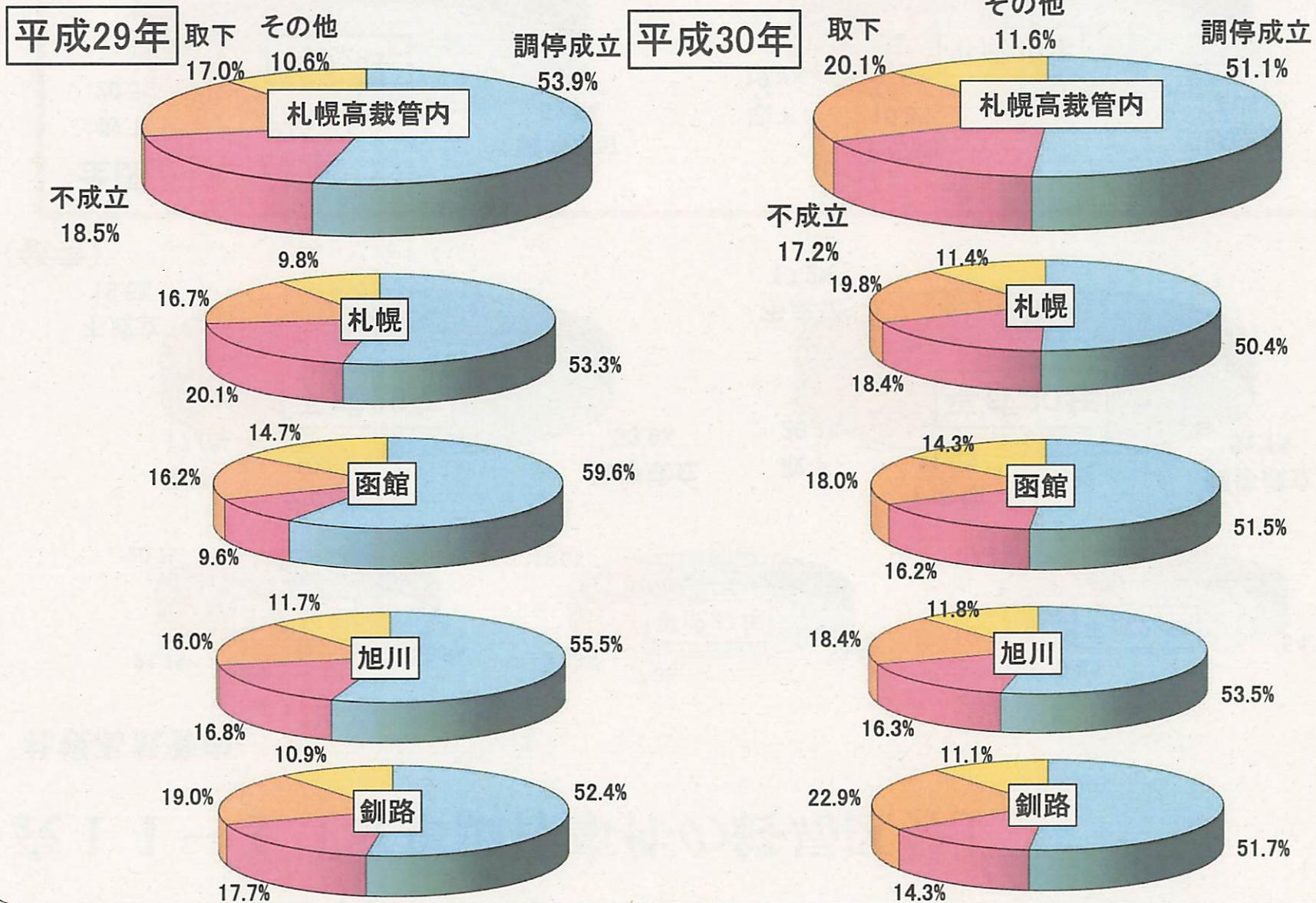
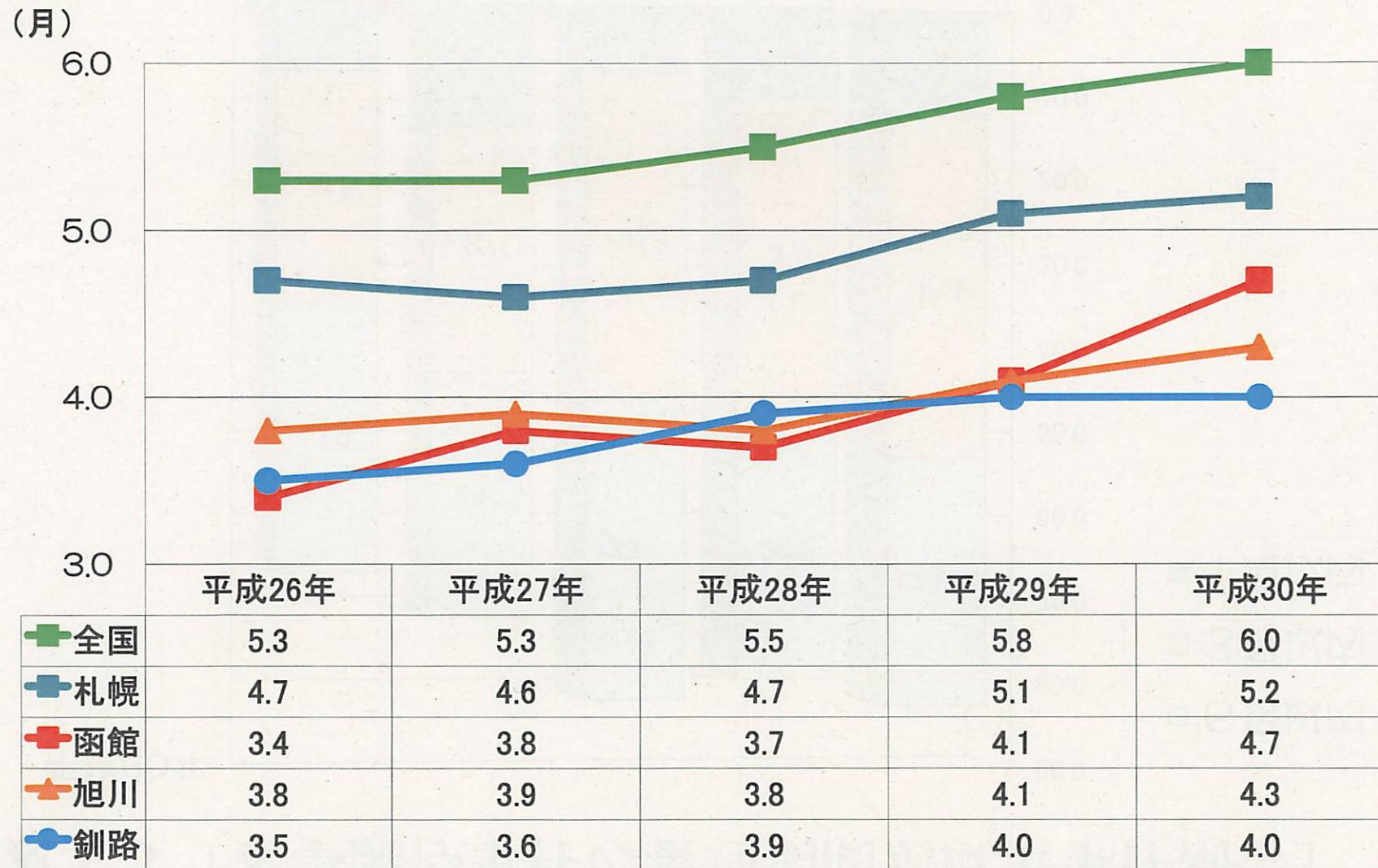
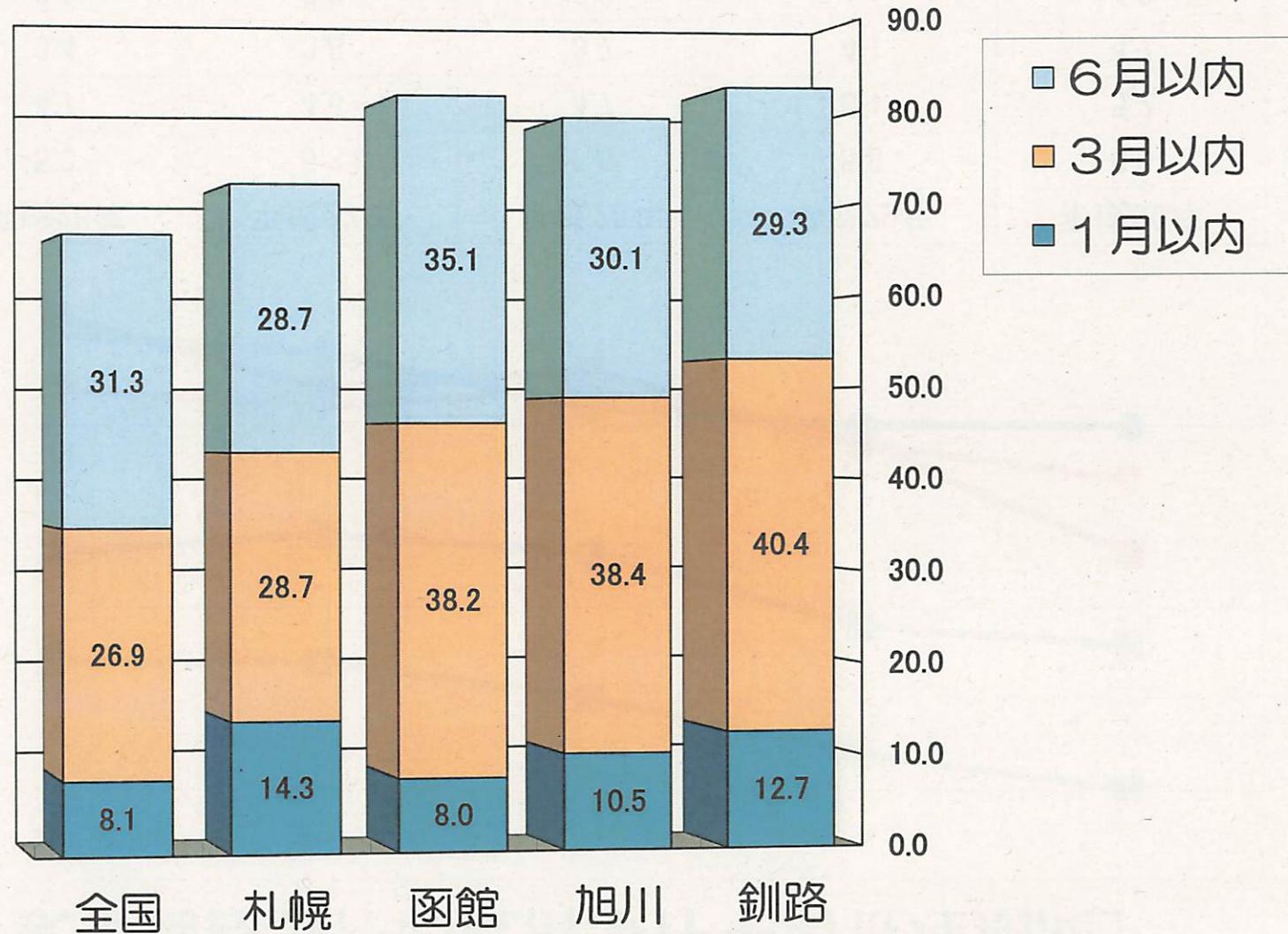


表12 「家事調停事件の既済事件平均審理期間」



### 表13 「家事調停事件の審理期間別既済事件割合」

平成30年



(別紙2)

## 令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

### 第1 民事関係問題

#### (協議問題)

民事調停の新受件数が減少傾向を続けている近年の状況にあって、充実した評議に基づく調停運営を実現するためには、個々の事件を担当し、調停委員会を構成する個々の調停委員の技能向上が必要不可欠である。各庁の規模によって、抱えている問題は多様であると思えるが、調停委員の紛争解決能力の維持及び技能向上のための取組について、各庁の実情を知り、協議したい。

#### (出題理由)

民事調停の機能強化の取組の結果、評議の充実、的確な事実認定、法的観点を踏まえた合理的な解決案の作成と、以前よりは確実に、機能強化された調停運営が定着してきていると思われる。利用者の幅広いニーズに十分配慮した調停運営を実現するためには、個々の調停委員の技能向上が不可欠である。

調停委員の技能向上の方策としては、実際の事件の処理を通して、経験豊かな調停委員と組んで行う実務体験が一番有効であることは自明である。

しかしながら、民事調停の新受件数の減少に伴って、このような実務を体験する機会がほとんどない調停委員も現れるようになっているのが現状である。

様々な種類の事件が申し立てられる民事調停において、的確な調停運営のための、実効性のある研修の工夫などがあれば検討したい。(■地裁)

#### 【協議結果】

#### (各庁意見等)

- 民事調停事件の減少により、調停委員が実際の調停を経験することによって得られるスキル向上を期待することが難しく、研修しても実際に調停を担当できないのではモチベーションが下がることになる。

民事調停の利用を増やすためには、民事調停の質を高め、民事調停を利用した市民に再度民事調停を利用してもらうことが民事調停数増加の近道である。

民事調停の利用者の多くが、従前のようなわゆる争点整理・調整型の調停ではなく、さらに一步前に進んだ解決案提示型の積極的な調停を求めており、民事調停手続のさらなるスピードアップを期待されていることを感じている。民事調停委員会が紛争解決に積極的な姿勢をとり、そこで迅速に解決するということが可能となれば、民事調停の質は大きく変化するはずである。そのためには、民事調停委員の研修が必要不可欠である。（[REDACTED] 地裁）

- 相調停委員が経験の少ない調停委員の場合、調停の進行についてリードして見本を見せたり、理解しづらそうな場面では解説をしたり、メモの記載方法について説明をしたりしている。経験の少ない調停委員に事情聴取をやってもらい、不足部分を補う方法によって進行させた事案もある。これらの工夫により少ない機会を有効に経験してもらうように配慮している。

裁判所主催の研修では、模擬調停が実効性があり有意義だと感じた。裁判所職員が当事者に扮し、内容は回数を重ねるごとに少しずつ事実や背景が見えてくるように綿密に練られており、調停委員の聴く技術が試された。

民事調停事件については、第1回調停期日前に、全件事前評議が実施されており、また、中間評議が必要なときは隨時実施している。この中で進行方針、解決に向けた方向、法的解釈について裁判官に質問したり意見交換をすることにより能力向上が図られている。

調停委員の技術に関して、家事事件と重なりあう部分もあり、併任発令のある調停委員については、家事事件の経験を通して能力向上が図られる部分もある。（[REDACTED] 地裁）

- 裁判所が主催する研修会や研究会のほかに、調停協会が年数回の自主研修会を開催して調停委員の紛争解決能力の維持向上に努めている。

また、専門的調停事件は別として、ごく一般的の調停事件では、経験豊かな調

停委員と経験の浅い調停委員を組み合わせて、経験の浅い調停委員に対し研さん効果を上げている。

一般の調停事件では、調停成立、不成立など事件終了時に、調停主任から調停事件の「振返り」を行っていただき、これによって、研さん効果が一層深まっているといえる。 (■地裁)

#### (裁判官のコメント)

- 当庁では、裁判所が主催する研修会や研究会が年8回程度行われているほか、調停協会の自主研修会に裁判官が参加することもある。研修内容は、模擬調停をしたり、模擬調停が行われているDVDを見るなどして工夫しているが、調停委員の研修要望を把握するため、意見交換を行うことも検討している。
- 弁護士代理人が関与する事件は、解決案提示型の調停による解決やさらなるスピードアップのニーズが高く、実際に医療、建築、賃料等の専門性が高い事件では、解決案提示型の調停が行われることが増えており、審理期間も少しづつ早まっていることから、その他の事件においても解決案提示型の調停が行えるよう、調停委員の技能向上のための研修を行う必要がある。

#### (参列員等のコメント)

- 民事調停の新受件数が減少している状況で研修を行っても、これを生かせる場所がなく、モチベーションが低下するのは負の連鎖かもしれないが、調停委員の職務は、一つの事件で当事者の人生を大きく変えることがあることから、受任件数が少ないとしても研修を重ねることが大切であり、そのためには、調停委員と裁判所との連携が不可欠となる。

## 第2 家事関係問題

#### (協議問題)

困難な事件、特に面会交流事件における調停委員の事情聴取については、紛争解決の重要な要素となるものなので、以下の点につき各庁の実情をお伺いしたい。

具体的には、DVが原因で別居もしくは離婚している加害者が子への面会交流を

求める調停事件において、子と同居している被害者がDVを原因とする精神疾患に罹患している場合、子の利益を念頭に置いた事情聴取はどのような配慮のもと進められるのか、過去の事例を踏まえてお聞きしたい。

- 1 当事者及び子の心情、さらには現在置かれている家庭の状況を把握する際に意識すべき点や留意すべき点
- 2 事情聴取に当たっては裁判官との事前評議、更には裁判官及び家裁調査官とはどのような役割分担や連携をすることが望ましいか。
- 3 子の利益となる面会交流とDV被害者への配慮はどのように考慮するか。

(出題理由)

家事調停において、当事者からの事情聴取によって紛争の実情を把握することは、手続の進行方針や当事者に対する働き掛けの方向性を定める上で欠かすことのできない要素である。特に困難を極める事件については、調停委員会や家裁調査官はもとより、当事者や事件に関わりのある関係者においても事情聴取の内容を共有する必要がある。そのためにも背景事情も含め、できるだけの関係事情も聴取すべきと考えている。 (■家裁)

【協議結果】

(各庁意見等)

1 当事者等から事情を聴取する際の留意事項等について

- ・ DV事件の場合、■ DV被害者の病状等によっては、  
■ 親族の付き添いや看護師の関与を求めることが考えられる。 (■家裁)
- ・ DV被害者や子の安全を最優先し、DV加害者との接触状況や、市町村に対する住民票の非開示希望の申出、調停事件における住所の非開示希望情報等の有無などを確認する。聴取する際は、DV被害者の体調面等に悪影響が出ないよう、表現ぶりや時間配分にも配慮が必要である。 (■家裁)
- ・ 非監護親から監護親に対するDVや、DVにより発症した監護親の精神疾患

が面会交流の実施を制限する事由として主張された場合には、別居や離婚の原因、現在の生活状況、子との面会状況、子の心情等を十分に聴取するとともに、DV等の事実の存否について心証を得ておく必要がある。子の心情等を把握する際には、早期に調査官調査を行えるよう、家裁調査官との情報共有を意識すべきであろう。（[ ] 家裁）

（裁判官のコメント）

DV被害者の身の安全を第一に考えた期日の実施と、DV被害者の住所等の非開示希望情報等の管理に留意してほしい。また、DV被害者にとっては、DVの状況を話すだけでも負担であろうし、子にとっても家裁調査官から事情を聞かれることが大きなストレスになることもある。当事者との信頼関係の構築や、適切なタイミングでの子の心情・状況等の調査が大切であろう。

## 2 関係職種間での情報共有や連携の在り方等について

- ・ 評議において、聴取すべきポイントや調停の方向性、当事者から聴取した事項を共有している。調停委員としては、監護親が抱きやすい不満等の特徴を把握した上で、当事者の主張を傾聴しながら面会交流の話し合いができるよう働き掛けるが、当事者が面会交流の在り方や親の紛争が子に与える影響等を理解しないような場合は、家裁調査官による親ガイダンスを実施している。（[ ] 家裁）
- ・ 本問のような事案は第1回期日から家裁調査官が立会するため、家裁調査官を含め、事前評議で紛争類型等のイメージを共有し、調停委員と家裁調査官との役割分担や進行方針等に関する認識を共有している。（[ ] 家裁）
- ・ 評議は、調停委員が事案の見立てや問題点等を提示し、家裁調査官が専門的知見を活かして留意点等の指摘や助言を行い、裁判官が今後予想される手続を見据えて進行方針を示すという形で実施している。事情聴取は、基本的に調停委員が担当するが、家裁調査官が専門的知見を踏まえた意見を述べるのに必要な事情を聴取することが相当な場合もあるほか、期日での当事者の動線、提出

資料等の非開示希望等は書記官に報告し、事前の方針と異なる展開になった場合や法的判断が必要な場合は裁判官に報告するなど、場面に応じて役割を意識して連携を図ることが望ましい。（[REDACTED]家裁）

(裁判官のコメント)

- ・ 事前評議で方針を定めたとしても、当事者の主張は同一期日で変わることも多いため、遠慮なく中間評議や事後評議を申し入れてほしい。また、充実した評議には複数の視点での意見が大切なので、事情聴取を担当した調停委員の立場から積極的に意見を述べてもらいたい。
- ・ 裁判官、家裁調査官及び調停委員が、それぞれの役割に応じて高いパフォーマンスを発揮することが大切であろう。

3 面会交流の実施に関する留意事項等について

- ・ 非監護親と子との面会交流の実施が子の利益を害するものとまでは言えないとの結論に至った場合、期日間での試行的面会交流を経るなどして面会交流を実施する方向で調整することとなるが、当事者が直接対面しないよう、第三者機関を利用した面会交流も視野に入れて調整する必要がある。（[REDACTED]家裁）
- ・ 面会交流の実施が子の利益となるかという観点から、子が面会交流を拒否したり、非監護親の話題が出たり、面会交流の実施後に子が不安定になるなどして医師から面会交流の延期や中止を求める診断書が提出されたような場合には、再検討が必要な場合もある。（[REDACTED]家裁）
- ・ 子だけではなく、DV被害者である監護親の心的負担にも配慮が必要な事案では、近隣に面会交流を実施する第三者機関がないことから、子の祖父母の協力を得たことがあった。（[REDACTED]家裁）
- ・ DV加害者にDVの自覚や反省が見られる場合には、DV被害者の不安軽減や円滑な面会交流のために、DV加害者に対し、専門機関によるカウンセリングの受診やセミナーの受講を提案することも考えられる。（[REDACTED]家裁）

(裁判官のコメント)

当事者に対し、DVと子の福祉の観点での面会交流の実施とを切り離して考えてもらうことが大切であろう。また、面会交流の実施方法として第三者機関の利用も選択肢の一つではあるが、費用負担で揉めたり、予約が取りづらく、実施に何か月も要するというような事情等もあるため、第三者機関の利用を当事者に納得させることが難しい面もある。第三者機関の利用も複数あるメニューの一つと考え、実情に応じた適切な方法での実施を検討いただきたい。その他、当面の方策として、手続代理人を介した面会交流の実施も考えられる。

(参列員等のコメント)

- ・ 第三者機関に関与しているが、近時は、手続代理人と一緒に見学に来る当事者も多くなっている。手続代理人も、面会交流の実施が子の福祉に適うという意識は持つつあるようだが、手続代理人に対しても、面会交流の理念等を理解させるような体系的な研修等の実施が必要であろう。
- ・ 面会交流の実施を養育費の支払の裏返しだと勘違いしている当事者も多い。子の福祉の観点から、面会交流を実施しない特段の事情の有無を適切に聴取することや、役割に応じて積極的に意見を出し合う充実した評議が大切であろう。